

会 議 録

会 議 の 名 称		令和 4 年度第 3 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会		
開 催 日 時		令和 4 年（2022 年）6 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 5 分		
開 催 場 所		第二庁舎 4 階第一会議室	公 開 の 可 否	可
事 務 局		総務部法務・コンプライアンス課	傍 聴 者 数	0 人
公開しなかつた理由				
出席者	委 員	園田委員、恩地委員、井上委員、宮下委員		
	事 務 局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事		
	そ の 他			
議 題		1．諮問案件の説明について ①条例要配慮個人情報について ②改正法第 7 5 条第 5 項に規定する帳簿の作成等について（継続審議）		
審議等の概要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 1 時 3 0 分開会)

○部会長 定刻になりましたので、ただ今から、令和 4 年度第 3 回豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、加賀委員、高橋委員がご欠席、ということで、4 名の委員の皆さまにご出席いただいております。次に、本日出席しております市の職員は、別紙市側出席者名簿のとおりでございます。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。まず、事務局から本日の議題について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件としましては、「条例要配慮個人情報について」と「改正法第 7 5 条第 5 項に規定する帳簿の作成等について」でございます。

委員のみなさまには、各諮問案件に対して意見交換の上、専門部会としての今後の方向性を示していただければと考えております。なお、本日ご審議いただく案件につきましては、国等の資料や個人情報保護委員会について電話問合せ等を行った結果を含め現在事務局で把握できております情報をもとに資料作成等を行っております。今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますが、ご容赦いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、会議を進めます。事務局より条例要配慮個人情報について説明をお願いします。

○事務局 それでは、条例要配慮個人情報についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「条例要配慮個人情報について」をご覧ください。

初めに、「1 条例要配慮個人情報」についてご説明します。改正法第 6 0 条第 5 項において、「この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する

ものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。」と規定されております。改正法の要配慮個人情報に含まれていない情報で条例要配慮個人情報にあたりと想定される情報は、LGBTに関する事項、生活保護の受給等の情報になるかと考えております。

次に、「2 市の現状」についてご説明します。まず、収集の制限に関する規定としましては、条例第6条第2項において、「実施機関は、法令等で定めがある場合を除き、原則として、思想・信条、社会的身分、犯罪等の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない」と規定しております。次に、個人情報の漏えい等の事態が発生した場合における対応としましては、「情報漏えい時における対応マニュアル」に基づき、対象者が1人の場合でも本人に対して通知及び再発防止対策等を実施しております。

「3 条例要配慮個人情報について許容されないこと」についてご説明します。まず、収集の制限に関する規定としましては、国は、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできないとなっております。次に、条例に条例要配慮個人情報を規定する場合に、「門地その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述が含まれる個人情報」のように包括的な規定をすることは、許容されないと国は考えております。

「4 条例要配慮個人情報を規定することにより、改正法上可能となること」についてご説明します。まず、改正法第75条第1項及び第4項の規定に基づき、市は、個人情報ファイル簿の作成に当たって個人情報ファイル内の記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する必要があります。次に、改正法第68条第1項及び第2項の規定に基づき、市は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該事態が生じた旨を委員会に報告すること及び本人に通知することとなります。

以上ご説明してきた内容を踏まえて、「5 実施期間の意見」をご説明します。まず、収集の制限に関する規定につきましては、市は、従前条例第6条第2項において収集制限を規定しておりましたが、改正法においては、仮に、条例要配慮個人情報として規定したとしても条例において収集等に関して制限することはできません。

次に、個人情報ファイル簿への記載につきましては、「4 条例要配慮個人情報を規定することにより、改正法上可能となること」でご説明しましたように、条例要配慮個人情報として規定することで個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報が含まれている旨を記載することができます。しかしながら、条例に条例要配慮個人情報を規定しなかった場合においても、個人情報として個人情報ファイル簿の記録項目の欄に明記されるため、収集している情報は明らかにされております。

また、漏えい等が発生した場合の本人への通知につきましては、「4 条例要配慮個人情報を規定することにより、改正法上可能となること」でご説明しましたように、条例要配慮個人情報として規定することで、法上本人への通知が義務付けられることとなります。しかしながら、条例に条例要配慮個人情報を規定しなかった場合においても、漏えい等が発生した場合に

従前どおり本人に通知することは許容されております。

従いまして、収集制限に関して従前どおり条例に規定することはできませんが、個人情報ファイル簿への記載及び漏えい等の事態が発生した場合における本人への通知については、条例要配慮個人情報として規定しなかったとしても、国の考える条例に規定した場合における法上許容されている趣旨を達成することができるため、条例に規定する必要性はないと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○部会長 これ要するに法で従来要配慮個人情報と呼ばれていたものについて、法令で具体的に列挙してあるんですよね。だからわざわざ条例でそういうものを規制する規定を設ける必要がないということですよ。

○事務局 はい。改正法第2条第3項において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等については、要配慮個人情報として法で規定がされております。また、要配慮個人情報については、一部政令で規定されている部分がございます。しかしながら、法で想定していない事項で、地域の特性その他の事情に応じて各自治体が保有している要配慮個人情報に該当するようなものがあって、本人に対する不当な差別や偏見等を生むようなものについては、条例要配慮個人情報として条例に規定することができると改正法第60条第5項に規定されたものでございます。改正法の内容を踏まえまして、条例に規定するべきかどうかという点を事務局で考えた結果、先ほど「5 実施機関の意見」で申し上げました考えとなっております。

○部会長 それに該当すると考えられるものが、LGBTに関する情報とか、生活保護の受給等に関する情報とかになるということですよ。

○事務局 はい。

○委員 豊中市は、条例で法律以上に個人情報を条例要配慮個人情報として何か列挙する必要があるのかということについて、国は包括的な規定をすることは駄目だって言っているんで、規定するなら条例に具体的に個別に規定しないとイケないわけですよ。それについて豊中市においては特に規定する必要性がないというのであれば、規定しないでもいいんじゃないんですかね。それで不都合が発生するわけではないのであれば。

○部会長 そうですよ。さきほど説明があったように、私も、条例に規定しなかったからと

いって不都合が生じるかというのと特にないかと思うんですけれども。

○委員 この近辺では、例えば宝塚市ではパートナーシップ制度がありますから、それはまさに地域の特性であって、それを書いとかないといけないだろうなというのはわかりますけれども、豊中市はないですから、特に規定する必要性はないのではないかと思いますけど。特に規定しないといけないものが何かありますか。

○事務局 豊中市固有で保有しているものについてはないのかなというふうには考えております。ただ、大阪府においては、府のパートナーシップ制度というのがございますので、そこから、例えば、市民の方とのパートナーシップ協定の状況とかについて他市等で何か保有している可能性っていうのはゼロではないのかなというふうに考えまして、近隣他市状況等の確認をとって見たのですが、現時点でこういったものを条例に記載予定であるという方向性で聞いている自治体というのはない状況でございます。

従いまして、いわゆる「地域の特性その他の事情に応じて」というところについては、豊中市の事情が吹田市でも同じような事情になるという場合、市が独自に条例で記載するというのは、なかなか難しいのかなと考えております。また、仮に、条例要配慮個人情報として条例に記載したとしても収集等の制限はできず、記載することで変更となるのは、資料4の①・②の部分のみとなっております。しかしながら、変更点については他の手法で十分対応ができていますので、あえて条例に記載する必要性はないのかなと事務局として考えているものでございます。

○委員 私もその方向性でいいのではないかと、できるだけシンプルな方がいいのかなと思います。

○委員 もうご説明していただいたんですけれども、条例要配慮個人情報として想定されるLGBTの情報についても、他の自治体では特に記載しないという予定で、豊中市でも特にそれを記載しなければいけないような地域的な事情が現時点ではないというのであれば、私もその方向性でいいのではないかと思います。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、条例要配慮個人情報につきましては、規定しないという方向性で考えていくということよろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。前回からの継続審議となりますが、「改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 続きまして、改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等についてご説明させていただきます。

前回1,000人未満の個人情報ファイルにつきましては、これまでの自己情報開示請求の際の利活用の実績等が無い中で、改正法及び現行条例における趣旨等を踏まえ今後も整備するかどうかについての必要性についてご審議いただきましたが、その中での主なご意見としましては、3点ございまして、

- ① 1,000人未満の個人情報ファイル設置届出書の数がどの程度あるのか。また、作業の負担が大きく変わるのか否か
- ② 個人情報ファイル設置届出書の利用実績がないことのみをもって1,000人未満のものをなくしても支障がないといえるか
- ③ 現行既に作成しているものを廃止する必要性について

ご意見を頂戴いたしました。これらの意見を踏まえまして、再度事務局で検討いたしました。まず、①1,000人未満の個人情報ファイルの数についてですが、現行届出のある個人情報ファイル設置届出書約460件のうち140件程度が1,000人未満の個人情報ファイルでして、具体の個人情報ファイルの内容としましては「民生委員等の名簿」や「給付金等の受給者台帳」等がございました。全体の個人情報ファイルの割合としては3割程度にとどまっております、かつ作成時期や作成方法を1,000人以上の法定の個人情報ファイル簿と同様にすることにより、作業負担が従前と比較して大きくなることはないような対応は可能かと思います。

次に、②個人情報ファイル設置届出書の利用実績につきましては、前回ご説明のとおり現時点ではございませんが、今後の電子申請等の進捗によりましては、これまで窓口で職員が説明のうえで文書特定し開示請求をされている方法から、個人情報ファイル簿を参照して市民の方が開示請求等をする可能性について否定できるものではないと考えております。よって、今後も支障が無いと判断するのは難しいと考えております。

最後に、③現行作成されているものを廃止する必要性につきましては、前回ご審議いただきました内容や先程ご説明させて頂きました内容を踏まえると、廃止する積極的な理由はないと考えております。よって、1,000人未満の個人情報ファイル簿につきましても、取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする「1,000人未満」も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。と考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。そんなに負担にならないということですよね。だから、積極的に廃止する理由もないので現状のままでいいということですよね。

○事務局 はい。

○部会長 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点がありますか。

○委員 先ほどの説明で、今後の電子申請等の進捗によって、との説明があったと思うのですが、豊中市は、既に電子申請での受付をしているのですか、それとも、今後そうなる予定があるということですか。

○事務局 現在、自己情報の開示請求につきましても電子申請での受付をしておりますが、本人確認として電子署名が必要となっております。ただ、電子申請による自己情報開示請求の受付実績としましては、本日時点でない状況でございます。現状は、まず窓口で請求人から開示を求める情報についてのご説明等を伺いまして、それから担当となる文書所管課をお呼びし、担当課が、請求人が求める情報の内容等を確認していきながら、開示請求に努めているという状況でございますので、個人情報ファイル設置届出書をまず閲覧するという状況が今現在ないものでございます。

○委員 事務局の考えとしては、今現在あるものを失くしてしまう必要性はないだろうということですよね。また、今後のことを考えると、もしかしたら1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成しておかないといけない可能性があるということですよね。今は1,000人未満のファイル簿だけれども、今後1,000人を超えてくる可能性っていうのもありえるから。なので、廃止する積極的理由がない限り、1,000人未満のものも残しておいて、個人情報ファイル設置届出書を個人情報ファイル簿に作り替えていくということでもいいんじゃないかなと思います。

○委員 私もその方向性でいいと思います。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 そうしましたら、委員の皆さん全員同じような意見ですので、改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等につきましては、1,000人未満の個人情報ファイルについても作成するという方向性で考えていくということでよろしくをお願いします。

以上で本日予定している案件は終わりましたが、事務局、他に何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。他になければ、これで、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(午後1時55分閉会)